

令和5年度1月

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和6年1月16日（火）午後2時00分
場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 3名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	×	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	×	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	×	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 原尻 雄一
係 員 柴谷 孝俊
農業振興課 甲斐 久満

議事録署名委員の指名

14番 三代 忠佑 2番 後藤 綾子

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による合意契約の通知について

議 事

- (1) 議案第74号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (2) 議案第75号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について
- (3) 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第77号 現況証明（非農地証明）について
- (5) 議案第78号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は12名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願い致します。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は12名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年度1月豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時5分)
-----	---

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 14番：三代忠佑委員、2番：後藤綾子委員をお願いします。
-----	---

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第12回定例総会から本日の令和5年度1月定例総会までの経過につきまして、別紙の資料5にまとめております。資料5をご覧ください。 その中から、※のついた5点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料5を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第23号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	議案書の1ページをお開きください。
議長	(議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読) 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。
議長	[ありません]の声あり 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議 事

議長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第74号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは、議案第74号の説明をさせていただきます。 農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。 令和6年1月16日提出 豊後大野市長 川野文敏
議長	(議案書に基づいて令和6年1月17日公告予定分を朗読) 提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第74号の案件につきましては、13番:志賀義和委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。
議長	(13番委員 退室) この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第74号についてこれより質疑を許可します。
議長	[ありません]の声あり 無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議長	挙手全員により、「議案第74号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は、原案のとおり決定されました。 13番委員の入室を認めます。 (13番委員 入室)

議 長	次に、「議案 75 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは、議案第 75 号の説明をさせていただきます。 農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。 令和 6 年 1 月 16 日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書に基づいて農用地利用集積等促進計画（案）を朗読)
議 長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第 75 号の案件につきましては意見を求められております。 この件につきましては、事前に変更案をご提示しておりましたので、議案第 63 号についてこれより質疑を許可します。 [ありません]の声あり
議 長 事務局	無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 75 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員です。
議 長	挙手全員により、「議案第 75 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。 (とき、午後 2 時 21 分)
議 長	それでは、再開します。 (とき、午後 2 時 22 分)
議 長 事務局	次に「議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。 議案書の 2 ページ、あわせて概要書の 1 ページをお開きください。 (議案書のとおり番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について朗読)
議 長 10 番委員	事務局の説明が終わりました。 ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の 1 案件を 10 番：衛藤講治委員にお願いいたします。 清川の衛藤講治です。1 月 5 日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。 譲渡人は申請地を相続しましたが、市外に住んでおり、譲受人に管理を依頼してきま

<p>議 長</p>	<p>した。譲渡人と譲受人は従兄弟で、この度、譲渡人からもらって欲しくないかと相談したところ、譲受人の自宅のすぐ隣で利便性もよいことから、売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>次に、番号2番及び番号3番の2案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
<p>9番委員</p>	<p>緒方の渡邊丸美です。1月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、申請地を相続しましたが農業をしないため、第三者に管理を依頼していました。譲渡人と譲受人は親戚であり、譲受人は近隣で営農する農家で、この度、譲渡人からもらって欲しくないかと相談があり、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は市外に住んでおり、申請地の管理を第三者に依頼していましたが、この度手放したいと考え、譲受人に相談しました。譲受人は近隣で営農する農家で、申請地は経営地に近く利便もよいことから、今回売買で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号4番及び番号5番の2案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>朝地の志賀義和です。1月9日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は申請地を相続しましたが、市外に住んでいて管理に苦慮しており、手放したいと考えていました。譲受人は近隣で営農する農家で、この度、譲渡人からもらって欲しくないかと相談があり、申請地は経営地に近く利便性もよいことから、売買で話がまとまり申請を行ったものです。審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子で農業経営を行っています。譲渡人は高齢で、将来的に後継者となる譲受人に農地を引き継ぎたいと考えました。この度、譲渡人からもらって欲しくないかと相談したところ、贈与で話がまとまったため申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、番号6番の1案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。</p>
<p>11番委員</p>	<p>大野の衛藤英教です。1月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、貸人■■■■■さん他4名から、借人■■■■■さんへの貸貸借による貸借権設定についてであります。</p> <p>借人は、これまで貸人と個人間で貸貸借をして営農をしていました。今回、正式に契</p>

	<p>約したく、貸人とも契約内容について話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第76号の番号1番から番号6番までの6案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、12番委員。</p>
12番委員	<p>番号6番の件ですが、借人の年齢が80歳ということで、新しく農地を借り受け、これから先、営農を続けていくにあたり後継者はいるのかなど、お聞きしたいのですが。</p>
事務局	<p>概要書の6ページの左側、申請内容の説明ということで6番の部分ですが、本人の農業従事日数が264日、息子さんが220日というふうにあります。親子で農業経営をしているということでもあります。そして現在についても、貸人のみなさんから5町程の農地の管理を依頼されているところではありますが、正式に貸借の契約を結んでいなかったことから、今回申請に至ったものです。別居されておりますが、息子さんが農業を継ぐというふうに聞いております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第76号の番号1番から番号6番までの6案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第76号の番号1番から番号6番までの6案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号6番までの6案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第77号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ、概要書の7ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
12番委員	<p>三重の小野末芳です。1月9日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、傾斜があり農業に不向きであったことから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p>

<p>議 長</p> <p>13 番委員</p>	<p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p> <p>次に、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を 13 番：志賀義和委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の志賀義和です。1 月 9 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、平成 10 年 2 月に農地法第 5 条による転用許可を受けましたが、事業の縮小により転用は行っていないことから、令和 5 年 12 月の定例総会において計画変更(除外)の承認を受けました。申請地は平成 10 年 2 月から耕作していなかったことから原野化しており、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の (4) に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号 3 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡夫が耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の (4) に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 77 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>はい、3 番委員。</p> <p>番号 1 番の件なのですが、耕作放棄されて 50 年も経過している農地が今回の申請に至ったのはどういった経緯なのか教えていただけますか。</p>
<p>12 番委員</p>	<p>当該申請地が、三重町と宇目町の境のあたりで、高度がある谷の下の原野化している場所にあり、現地に辿り着くにはとても不便なところです。現在、山中地区には 2、3 軒住まれている方がいらっしゃるようですが、以前はその地区の方達が管理をしていたのだらうと思われます。現在は、そこを農地として活用する方も居らず、難しいというようなことで、地区審査会では承認したところです。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地の場所については今 12 番委員から説明がありましたが、所有者からは、とにかく現況に地目を合わせたいということで、最終的には甥に土地の面倒をみてもらわなければならないということで、地目が農地のままだと譲り渡すことができないので、他の地目に変えておきたいとのことであります。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 77 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 77 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、</p>

<p>事務局</p>	<p>原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員により「議案第77号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第78号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>（議案書のとおり番号1番及び2番の2案件について朗読）</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を、12番：小野末芳委員と20番：衛藤忠士委員にお願いします。</p> <p>次に、番号2番の1案件を、12番：小野末芳委員と17番：多田尚三委員にお願いします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これもちまして、令和5年度1月豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>（とき、午後2時48分）</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 14 番委員 三代 忠彦

” 2 番委員 後藤 綾子

